

京都市公舎管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第195号

京都市公舎管理規則の一部を改正する規則

第1条 京都市公舎管理規則の一部を次のように改正する。

別表職員公舎の款保健福祉局の項中

京北病院医師住宅	1
----------	---

を

「

京北病院医師住宅	2
----------	---

に改める。

第2条 京都市公舎管理規則の一部を次のように改正する。

別表職員公舎の款総合企画局の項中「9」を「10」に改め、同項の次に次の1項を加える。

総務局	局職員住宅	1
-----	-------	---

別表職員公舎の款理財局の項の次に次の1項を加える。

環境局	局職員住宅	1
-----	-------	---

別表職員公舎の款保健福祉局の項中「2」を「3」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

(理財局財務部財産監理課)